

フランス法における公正証書遺言の方式

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Miyamoto, Sakiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00055389

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



フランス法における公正証書遺言の方式

宮 本 誠 子

序

一、従来の公正証書遺言の方式

- 1 外国語による公正証書遺言
- 2 言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言

二、2015年法で認められた公正証書遺言の方式

- 1 外国語による公正証書遺言
- 2 言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言

むすび

序

(1) 公正証書遺言の方式の特則における問題

遺言には、普通の方式による遺言と、特別の方式による遺言とがある（民967条）。普通の方式による遺言のうち、自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文等を自書することによって作成される（968条）。遺言者が筆記したことをもって、遺言が遺言者の真意に基づくことを確認するという方式である¹。こ

1 いわゆる添え手遺言に関する最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁が、「自筆証書遺言の方式として、遺言者自身……の自書が要件とされるのは、筆跡によって本人が書いたものであることを判定でき、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することができるからにほかならない」としている。

れに対して、公正証書遺言は、遺言者の口授によってなされ、公証人がこれを筆記し、遺言者にこれを読み聞かせることによって作成される（969条）。遺言者の真意に基づくことの確認を、(a)遺言者による口授、及び、(b)遺言者に対する読み聞かせによって確保する方式である。そのため、かつては、口授することができない、または、読み聞かせを聞くことができない者は、公正証書の方式による遺言ができないとされていた。しかし、1999年の後見法改正の際、口がきけない者について、(a)口授を、「通訳人の通訳による申述」又は「自書」に代えるという方法を認め、また、耳が聞こえない者について、(b)読み聞かせを聞くことを「通訳人の通訳による申述」を受けること又は「閲覧」することに代えるという方法を認めることで、これらの者にも、公正証書遺言利用の道を開いた（969条の2。なお、「閲覧」する方法は、あらゆる者に対して認められた（969条3号）。

ところが、口授に代えて、通訳人の通訳によって遺言の趣旨を表示する場合、遺言者の真意は確保されているのかという問題が生じ得る。また、読み聞かせに代えて、通訳人の通訳による申述を受けた場合にも、遺言者の真意を確認できているのかという問題が生じる。公正証書遺言では、遺言者自身が口授したこと、及び、遺言者に対する読み聞かせをすることで、遺言者の真意に基づく遺言であることを確保しているからである。

口のきけない者が、(a)口授を、通訳人の通訳による申述に代えたとき、公証人は、遺言者の真意により表示されたものであるのかを確認することができない。ただ、仮に通訳によって表示された内容が（通訳が正確ではなかった等の理由により）遺言者の意思に反していたとしても、(b)遺言者は、公証人による読み聞かせを聞くことで、筆記の内容が遺言者の真意に反していないかを確認することができる。口授を通訳に代えた場合には、（遺言者の真意に沿った遺言が作成されるかどうかはともかく）遺言者の真意に反した遺言の作成を阻止することはできる。

耳が聞こえない者については、(a)自分で口授するため、公証人は遺言者

の真意に基づくことを確認することができる。(b)遺言者が、読み聞かせを聞く代わりに、遺言者が筆記の内容を閲覧すれば、筆記の内容を自分で確認することもできる。しかし、(b)遺言者が、読み聞かせを聞く代わりに、通訳人の通訳による申述を受ければ、公証人が遺言の趣旨を筆記に反映させられておらず、かつ、通訳人の通訳が（ある意味誤訳によって）遺言者の真意に基づいた内容に沿っているとき、遺言者はその申述を承認するであろうから、遺言者の真意とは異なる遺言が作成されてしまう。

さらに、口がきけず、耳が聞こえない者が、(a)口授を、通訳人の通訳による申述に代えたとき、公証人は、遺言者の真意により表示されたものであるのかを確認することができない。(b)遺言者が、読み聞かせを聞く代わりに、筆記を閲覧すれば、遺言者の真意に沿った遺言が作成されるかどうかはともかく、遺言者の真意に反した遺言の作成を阻止することはできる。しかし、通訳人の通訳による申述を受ければ、上記と同様の問題が生じ、特に(a)で通訳人の通訳による申述に代えていることから、公証人が遺言の趣旨を筆記に反映させられない可能性が高まってしまう。

(2) 特別方式遺言の場合

この問題は、特別方式遺言の場合により深刻となるだろう。まず、死亡危急者の遺言では、(a)証人に対して遺言の趣旨を口授し、(b)当該証人が筆記してそれを遺言者に読み聞かせることが求められているところ、口のきけない者については、(a)口授を、通訳人の通訳による申述に代えること、耳の聞こえない者については、(b)筆記した内容を通訳人の通訳により伝えられるという方法に代えることが認められている（なお、読み聞かせを、閲覧に代える方法は、すべての者に認められるようになっている）(976条)。口のきけない者が、(a)通訳人の通訳によって遺言の趣旨を申述した場合に、仮に通訳によって表示された内容が（通訳が正確ではなかった等の理由により）遺言者の意思に反していたとしても、遺言者は読み聞かせを聞き又は筆

記を閲覧はするものの、遺言者自身が筆記の正確なことを承認した後、これに署名・押印することは求められていないため、遺言者の真意に反した遺言が作成される可能性は高まる。また、耳の聞こえない者が、遺言の趣旨を口授したが、筆記の内容が遺言の趣旨に反していた場合に、通訳人の通訳による申述が（ある意味誤訳により）遺言の趣旨に沿っていれば、遺言者は筆記の内容の誤りに気付くことができないし、また、通訳が筆記の内容に沿っていたとしても、遺言者自身が筆記の正確なことを承認した後、これに署名・押印することは求められていないため、証人らによりそのまま遺言として完成されてしまうおそれがある。

船舶遭難者の遺言では、もともと、(b)証人が筆記の内容を遺言者に読み聞かせるという、遺言意思確認の重要な手段が省略されており（979条）、口のきけない者が、(a)口授を、通訳人の通訳による申述に代えた場合に、遺言者には遺言内容を確認する手段はない。自らその意思を表示したこともないような内容の遺言が作成されるおそれさえあり、かつ、その内容を確認する手段はないことになる²。

(3) 通訳人の通訳によることの問題³

公正証書遺言等の作成において通訳を解する際に生ずる問題は、言語・聴覚機能障害者についてのみの問題ではない。外国語しか話せない者が、公正証書の方式で遺言しようとする場合に、公正証書は日本語で作成されなければならないから、通訳・翻訳を要するため、同様の問題が生じる。

わが国では、外国語しか話せない者は通訳人の通訳により公正証書での遺

2 水野紀子「成年後見制度と地域福祉権利擁護事業 II 成年後見制度(2)法定後見制度後見人の身上監護義務」判タ1030号（2000年）108頁注(30)。

3 大村敦志「身体障害者の財産管理」水野紀子＝窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015年）135頁は、通訳の正確性に関する問題と、通訳人の誠実性に関する問題があるとして、分析している。

言をすることができる」とされてきた。口授の際の使用言語に制限はなく、ただ公正証書は日本語で作成されるべきであるから、遺言者が日本語を解せず外国語を用いるときには、公証人法29条に基づき、通事（通訳者）が立ち会うことになると考えられていた⁴。そして、1999年の法改正の際には、外国語の通訳が認められるのであれば、手話通訳等の利用も可能だと考えられたという経緯がある⁵。しかし、このようなわが国の立法に対しては、フランス法では、遺言者の保護のためにこそ、通訳人の利用が認められてこなかった、遺言者が自分の意思が遺言に実現されていることをわかることが必要だからだという、強い批判が向けられた⁶。

(4) 2015年法によるフランス法の改正

ところが、そのようなフランス法は、2015年、通訳を用いた公正証書による遺言を認めるに至っている。そこで、本稿では、フランス法における、外国語による公正証書遺言及び言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言の方式を検討する。従来はどのように考えていたのか、どのような方式で認めていたのか（一）、2015年の法改正ではどのような方式での遺言を認めるに至ったのか（二）を概観して、公正証書遺言の方式要件において守るべき事柄や、それを前提としたときの通訳利用の方法を抽出し、上記のようなわが国における問題を今後検討する際の素材としたい。

一、従来の公正証書遺言の方式

フランスにおいて、公の証書による遺言（*testament par acte public*）（以下、

4 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)〔補訂版〕』（有斐閣、2002年）110頁〔久貴忠彦〕。

5 水野・前掲注(2)108頁注(30)参照。

6 水野・前掲注(2)108頁注(30)。

「公正証書遺言」(testament authentique)という。)は、2人の公証人によって、又は2人の証人に補佐される1人の公証人によって受理される(フランス民法典971条(1950年12月8日の法律))。

公正証書遺言の方式は、次の5段階である。①遺言者が遺言の内容を公証人に口授する。②口授を受けた公証人は、自らそれを書き、又は手書きさせ、もしくはタイプさせる(972条1項、2項(1950年12月8日の法律))。③遺言者にそれを読み聞かせる((2015年改正前の)旧972条3項)。④公証人は、定められた方式に従って作成された旨、明示の記載を行う(旧972条4項、新972条7項(2015年2月16日の法律))。⑤遺言者が証人及び公証人の面前で署名し、証人及び公証人も署名する(973条、974条)。

一般に、公の証書は、フランス語によって記載されなければならない。よって、まず、②で公証人が用いる言語はフランス語となるところ、①で遺言者がフランス語を口授できない場合、すなわち、遺言者が外国語でなければ口授できない場合(1)、遺言者が言語機能障害者であるために口授できない場合(2)に、公正証書による遺言はどのような方式によれば認められるのか問題となる。また、②ではフランス語で筆記され、③でそれを遺言者に読み聞かせると、読み聞かせはフランス語でなされることになるところ、③で遺言者がフランス語による読み聞かせを聞くことができない場合、すなわち、遺言者が外国語しか解しない場合(1)、遺言者が聴覚機能障害者である場合(2)にも、公正証書による遺言はどのような方式によれば認められるのか問題となる⁷。

1、外国語による公正証書遺言

①で遺言者が外国語でなければ口授できない場合、また、③で遺言者がフ

7 なお、フランス法には死亡危急者の遺言、船舶遭難者の遺言の方式は存在しない。

ランス語による読み聞かせを聞くことができない場合、公正証書による遺言はどのような方式によれば認められるのか。

(1) 外国語での筆記

まず、破毀院連合部1868年8月2日判決⁸が、遺言意思が外国語で記された公正証書遺言の効力に関する事例を扱った。本件の遺言は、遺言者及び証人にとって唯一理解できる言語がイタリア語であり、遺言者はイタリア語で遺言の趣旨を口授し、公証人はそれをイタリア語で筆記し、イタリア語で読み聞かせた上で、公正証書遺言の方式によって作成された旨の明示の記載はフランス語でなされていた。

同判決は、「事案とは異なる方法で作成するには、公証人は、遺言者が口授した遺言内容を、まず、イタリア語からフランス語に翻訳し、次に、フランス語をイタリア語に翻訳して、遺言者及び証人に読み聞かせなければならなかった。しかし、このように翻訳を2度行うのは、誤りの原因になるばかりでなく、不正行為を助長し、また、遺言者による口授及び証人の面前での遺言者に対する読み聞かせを要求することで法律が確保しようとした〔遺言者の〕保護を縮減させる。」として、本件遺言を有効と認めた。

この方法は、公正証書遺言における「公の証書」と言える部分を、狭く解するものである。すなわち、公の証書は、フランス語によって記載されなければならないところ、公正証書での遺言は、公証人による部分と、遺言者による部分とに区別することができ、「公の証書」と言えるのは、公署官 (officier public) である公証人が作成する部分のみであると考えられる。そうすると、その部分はフランス語によって記載されなければならないが、そうではない、遺言者による部分は外国語で記載することができる。

同判決によると、遺言者が外国語によらなければ口授できない場合に、公

8 Cass.réq., 12 août 1868: DP 1872. I. 133.

証人が、遺言者による当該外国語での口授を当該外国語で筆記し、公正証書遺言の方式にしたがって作成された旨はフランス語で筆記すれば、公正証書遺言は有効である。遺言者に対する読み聞かせも、筆記が当該外国語でなされた以上、当該外国語でなされるから、遺言者はそれを理解することができ、遺言内容を確認することができる。

ただし、公証人及び証人が、遺言者の用いる外国語を理解できることを要する。公証人が、外国語で表示された遺言の趣旨を理解し、それを当該外国語で読み聞かせ、証人が正しく読み聞かせていることを確認する必要があるからである。

(2) 公証人による翻訳

次に、破毀院連合部1891年8月3日判決⁹が、遺言者が外国語で口授した遺言の趣旨を、公証人がフランス語に翻訳するという方法で作成された公正証書遺言を有効とした。本件の遺言は、遺言者がイタリア語で最終意思を表示し、公証人がこれをフランス語に翻訳して筆記し、続いて公証人がイタリア語で遺言者に対して読み聞かせをするという方法で作成がなされたものであった。

また、最近では、破毀院第1民事部2006年2月28日判決¹⁰が、遺言者が公証人に対してタヒチ語で口授し、公証人はタヒチ語の遺言と、公証人自身がフランス語に翻訳してフランス語で筆記した遺言とを作成し、その筆記の内容を遺言者にタヒチ語で読み聞かせをするという方法で作成した遺言について、遺言者の最終意思が示されており、有効であると判示した。

これらの判決は、公証人が遺言の全体をフランス語に翻訳する方法を認めている。公証人自身が通訳・翻訳することで、公正証書遺言全体はフランス語で作成される。外国語でなければ口授できない者が、外国語で遺言の趣旨

9 Cass.réq., 3 août 1891: DP 1893.1.31.

10 Cass.civ.,1^{re}, 28 févr.2006, Bull.civ. I , n° 131; JCP G 2006.IV.1669.

を表示し、公証人自身がこれをフランス語に翻訳して、フランス語で筆記する。そして、公証人自身が、筆記されたフランス語を、遺言者の解する当該外国語に翻訳して、読み聞かせをし、遺言者は筆記の内容を確認するという手順を踏むことになる。

ただし、(1)と同様、公証人及び証人が、遺言者の用いる外国語を理解できることを要する。2006年判決でも、公証人はタヒチ語を実際に使っていた者であった。

(3) 通訳利用の否定

以上とは異なり、判例は、通訳利用を明確に否定している。破毀院第1民事部1956年12月18日判決¹¹は、通訳を介せば、誤りの原因になるだけでなく、不正行為を助長し、遺言者による口授及び証人の面前での遺言者に対する読み聞かせを要求することで法律が確保しようとした遺言者の保護を縮減させるとしている。

興味深いのは、同判決が問題視しているのが、本来遺言者がなすべき口授が通訳人の通訳により表示されることではなく、第三者が介在することであるという点である¹²。通訳を介せば、遺言者の口授の際に、遺言者の発語と公証人の書き取りの間に、第三者が介入することになり、また、読み聞かせの際にも、公証人の発語と遺言者の聞き取りとの間に、第三者が介入することになる。公正証書遺言では、公証人自身が遺言者の真意に基づくかを確認し、また、遺言者自身が筆記の内容が真意に基づくかを確認できることが重要なのであり、第三者が介在すれば「公証人自身」による確認とは言えないから、公正証書遺言としては認められないという考え方に基づいている。

11 Cass.civ.,1^{re}, 18 déc.1956: JCP G 1957. II .9718, note C.Jacquillard.

12 Michel Grimaldi et Christophe Vernières, Les modifications du droit des successions par la loi du 16 février 2015, *Défrenois* 2015.251.

2、言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言

①で遺言者が言語機能障害者であるために口授できない場合、③で遺言者が聴覚機能障害者であるために、読み聞かせを聞くことができない場合、公正証書による遺言はなし得るのか、どのような方式によれば認められるのが問題となる。

言語機能障害者については、遺言の趣旨を自ら口授できないため、公正証書遺言をすることができずと解されてきた¹³。破毀院1965年7月7日判決は、「口授」要件を厳格に解し、あくまでも口頭によって意思表示しなければならず、手話による方法は変造のおそれがあるから認められないとした¹⁴。反対に言えば、自ら口授できればよく、例えば、聴覚機能障害があるものの自ら発語できるのであればよい¹⁵。ここでも、公証人自身が遺言者の真意に基づくかを確認できるかに焦点が置かれているがわかる。

聴覚機能障害者は、読み聞かせを聞くことができないが、破毀院民事部1872年2月14日判決は、読み聞かせに加えて、遺言者自身による読み取りがなされた公正証書遺言を有効とした¹⁶。読み聞かせは、遺言者が、自分の最終意思が遺言の筆記者に理解され尊重されているかを確認することができるようにという趣旨でなされる¹⁷。通常、読み聞かせは公証人によってなされ

13 Cass.réq., 3 avr.1900: DP 1900. I .259

14 Cass.civ.,1^{re}, 7 juill.1965: Bull. civ. I, n° 463 ; RTD civ. 1965, p. 844, obs. R. Savatier, Cass. civ.,1^{re}, 4 juin 2007 : Bull.civ. I , n° 228; Dr.famille 2007.38, crit.B.Beignier; RJPF 2007.9/39, obs.J.C.

15 水野・前掲注(2) 108頁注(30)。

16 Cass.civ., 14 févr.1872 : DP 1872. I .457

17 Etude d'impact, Projet de loi relatif à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures, NOR : JUSX1326670L/Bleue, 2013, p.42. (https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?jsessionid=A5206E18F57F619F77F9F3754ECCE95.tplgfr29s_3?idDocument=JORFDOLE000028244542&type=general&legislature=14 からアクセス可能 (2019年1月最終確認))

るが、当時の条文は「公証人が」なすと明示していなかったこともあり¹⁸、判例は、上記趣旨に照らして、遺言者自身で公証人の筆記の内容を確認できるかという観点から判断したものである。ただし、遺言者が読み取りにより確認した旨を、公証人らが確認できなくてはならないから、読み取りは声を出して公証人及び証人の前でなされなければならない¹⁹。

以上をまとめると次のようになる。公正証書遺言では、一方では、遺言者自身が遺言の趣旨を表示することが必要である。これは、公証人自身が、遺言者による遺言の趣旨の表示であることを確認することで、遺言者の真意に基づく遺言であることを保障する意味がある。他方で、遺言者自身で、筆記の内容を確認することも必要である。「遺言者が自分の意思が遺言に実現されていることがわかることが肝要」であり²⁰、遺言者の真意に反する遺言が作成されないようにしている。それゆえ、通訳を介した遺言の趣旨の表示は認められず、また、通訳を介して遺言の内容を確認することも許されない。これらはいずれも、遺言者保護の趣旨である。

二、2015年法で認められた公正証書遺言の方式

フランスでは、司法及び内務の領域における法及び手続の近代化及び単純化に関する2015年2月16日の法律2015-177号²¹（以下「2015年法」という。）によって、相続法もいくつか改正され、その1つが公正証書遺言の方式であった。

18 2015年法で「公証人が」読み聞かせを行う旨、明文化されている。

19 Cass.civ., 14 févr.1872, supra note(16).

20 水野・前掲注 (2) 108頁注 (30)。

21 Loi n° 2015-177 du 16 février 2015 relative à la modernisation et à la simplification du droit et des procédures dans les domaines de la justice et des affaires intérieures.

公正証書遺言での通訳利用の提案は、2010年に、共和国斡旋員（*médiateur de la République*）²²からなされた²³。共和国斡旋員は、言語・聴覚機能障害者が遺言をするには、自筆証書等によらなければならないが、公正証書によることはできないことが、障害者を差別しないという原則²⁴に反するとし、また、証拠力の極めて高い公正証書遺言によるメリットを享受できるようにすべきと指摘した。そして、公認の手話通訳や外国語通訳が補佐できるようにすることや、遺言者自身による筆記を認めることを提案した²⁵。しかし、通訳を介在させれば、遺言の内容が忠実に翻訳されるのか、遺言者がその正確性を確認できないのではないかとして反対する声も強く、その後いくつかの案が検討され、2015年法で、通訳の利用が認められることとなった。

以下では、2015年法によれば、外国語による公正証書遺言(1)及び言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言(2)がどのような方式で認められるのかを概観する。

1 外国語による公正証書遺言

(1) 通訳の利用

2015年法により、972条4項は、「遺言者がフランス語で表現できない場合

22 フランスのオンブズマンにあたりとされる。斡旋員は例えば、法律等の適用が不公正な状況を招くと思料する場合には、適切とみなす改正を提案することができる（Loi n° 2000-321 du 12 avril 2000 relative aux droits des citoyens dans leurs relations avec les administrations, Article 26）（調査及び立法考査局フランス法研究会訳「行政機関との関係における市民の権利に関する2000年4月12日の法律第2000-321号」外国の立法218号（2003年）28頁。

23 Clémentine Dlezanno, Un testament authentique pour tous ?, *Droit et patrimoine* 2010, n° 198, p.14.

24 とりわけ、権利及び機会の平等のための2009年2月11日の法律102号（Loi n° 2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances）に反することが指摘された（*Etude d'impact*, supra note (17), p.45.

25 *Etude d'impact*, supra note (17), pp.45-46.

には、口授及び読み聞かせは、通訳によってなすことができる」と定めるに至った。

ただし、通訳の利用は、通訳を利用しなければならない場合に限定されている。すなわち、①遺言者がフランス語を使えない場合でなければならない。遺言者が、フランス語を口授できるものの、他の言語で公正証書により遺言したい場合には、当該言語を解せる公証人を見つけて、公証人の通訳・翻訳により遺言をしなければならず、通訳を介してはならない。また、②公証人が当該外国語を理解しない場合でなければならない。公証人が当該外国語を理解するのであれば、従来判例に従い、公証人が通訳・翻訳をすべきであり（一の1参照）、通訳を介してはならない。

さらに、遺言者は、通訳者を、破毀院が作成した国家のリストまたは控訴院が作成した地方のリストに登録された法律の専門家から選択しなければならない（972条4項）。通訳者は公認の法律専門家にあらかじめ限定されており、通訳の質に問題が生じないように配慮されている。

(2) 通訳者による口授及び読み聞かせ

通訳を利用すれば、通訳者が、遺言者が口授する代わりとなり、また、公証人が読み聞かせをする代わりとなる。遺言者による口授及び公証人による読み聞かせが、通訳者によってなされる（972条4項）²⁶。

学説には、公正証書遺言における口授は、自筆証書遺言における自書に相当するため、遺言者は、公証人の前で声を出して真意を伝えなければなら

26 なお、フランスでは、公証人は、公署官として、当事者に対して、公正で公平な助言をし、中立的である義務を負っている。また、公証人が作成する証書（公証証書（acte notarié））は完全な証拠力を有しており、その前提として、公証人は、証書作成にあたっての当然の調査義務を負う。そのため、公正証書による遺言をするに先立ち、公証人と遺言者とでやりとりをすることが欠かせない。公正証書による遺言に通訳者が関与する場合、通訳者は、公証人と遺言者の間のやりとりを翻訳することも重要な任務となる（M.Grimaldi et C.Vernières, *supra* note (12), n° 252）。

ず、そのことによって、それを聞いた公証人は、遺言者の意思が確固たるものであるかを確認することができるのだと解するものがある²⁷。外国語によってであれ、公証人の面前で自ら意思を表示することで、公証人はその内容は直接には理解できないものの、遺言者の真意に基づくかどうかを、せめて遺言者の態度等から確認するのが望ましいと考えられているのであろう。遺言者自身による口授、それを受けた公証人による遺言者の真意の確保を重視した見解である。この見解によれば、遺言者があらかじめ文書を作成しておき、遺言者は公証人の面前では無言で、通訳者が文書を翻訳するという方法は望ましくないことになる。

2 言語・聴覚機能障害者による公正証書遺言

(1) 遺言者による意思表示

口がきけない者について、2015年法は、まず、遺言の趣旨を口授する代わりに、必要かつ十分なメモ（notes）を公証人の面前で筆記するという方法を認めた（972条5項）。公証人は、このメモをもとに、遺言を筆記する等する。わが国の方式では「自書」（969条の2第1項）に当たるが、フランス法では、遺言者自身が公証人の面前で自ら意思を表明することを維持しており、遺言の趣旨が、口頭で表示される代わりに、筆記によって示されたというにすぎない。フランス法は、公正証書遺言において、遺言者自身が最終意思を表明し、それを公証人が直接確認することで、遺言者の真意が確保されると考えていることがここからもわかる。

聴覚機能障害者については、公証人による読み聞かせを聞くことができないが、従来から判例により、遺言者自身が筆記の内容を読んで、遺言を確認する方法に代えることが認められていたところ（一、2）、2015年法はこれを

27 M.Grimaldi et C.Vernières, *supra* note (12), n° 252.

明文化した。ただし、公正証書遺言であるからには、遺言者が読んだということ、公証人らが確認できなければならない。そこで、従来の判例は、遺言者による読み取りは、声を出してなされなければならないとしており、2015年法でも同様である。遺言者による読み取りは、わが国では「閲覽」(969条)に相当しそうであるが、わが国では声に出すことは想定されていない。フランス法は公証人による確認を重視し、公正証書遺言の効力に重みをもたせている。

また、遺言者による読み取りに代えるからといって、公証人による読み聞かせを省略してよいわけではない。公証人による読み聞かせは、もう一人の公証人又は証人に対してもなされるべきものであるからである。

(2) 通訳の利用

(1)の方式は、口はきけないが、書ける者、耳は聞こえないが、見ることが出来る者にとって可能な方法であり、口がきけず、書けない者、耳が聞こえず、見えない者は利用できない。そこで、2015年法は、972条6項において、「遺言者が話せず又は耳が聞こえず、かつ、読めず又は書けない場合には、口授又は読み聞かせは、第4項で定められた条件によってなす」と定めた。すなわち、遺言者による口授に代えて、遺言者の手話を通訳人が通訳すること、また、公証人による読み聞かせに代えて、公証人の読み聞かせを通訳人が通訳することが許される。

ただし、ここでも、通訳の利用は、通訳を利用しなければならない場合に限られている。すなわち、①通訳の利用は、条文上、口がきけず、書けない者、及び、耳が聞こえず、読めない者に限られており、口のきけない者であっても、書けるのであれば、自書により遺言の趣旨を表示し、また、耳が聞こえない者であっても、読めるのであれば、筆記の内容を読み取ることで、遺言すべきである。また、②公証人らが手話を解する場合には、通訳によることができない。公証人自身が通訳をすれば足りるからである。公証人らが

通訳を必要とする場合にのみ認められる。

また、通訳を利用する場合には、遺言者自身による直接の意思表示はなされないので、公証人は、健康診断書を証拠として、遺言者が、自由かつ明白な意思を表明するのに必要な知的能力を有していることを特に慎重に確認しなければならないとされる²⁸。

むすび

フランス法における公正証書遺言の方式について、外国語による場合と、言語・聴覚機能障害者による場合とを概観した。概観にすぎなかったが、次のことが言えるであろう。

① フランス法では、公正証書遺言では、方式要件の中でもとりわけ、遺言者が自分で遺言の趣旨を表示すること及び遺言者が自分で筆記内容を確認できることを重視している。

② 公正証書遺言は公証人が作成するため、遺言者が自分で遺言の趣旨を表示したこと及び遺言者が自分で筆記内容を確認したことを、公証人が直接確認できることが重要である。遺言者が外国語を用いても、言語・聴覚機能障害者であっても、公証人が直接確認できるのであれば何ら問題はない。

③ 公正証書の遺言での通訳利用は、①②でできない場合に制限され、かつ、通訳者は公認の法律専門家から遺言者が選択しなければならない。

わが国の公正証書遺言の方式に関する検討、さらには死亡危急者遺言、船舶遭難者遺言の方式に関する検討は今後の課題としたいが、序で述べた問題を解決するために、フランス法から示唆を得るならば、例えば、公正証書遺言に関しては、現行法では、口授に代えての自書と通訳とが選択的になって

28 M.Grimaldi et C.Vernières, *supra* note (12), n° 253.

いるところ、自書ができる場合には自書しなければならず、自書できない場合にのみ通訳利用が可能だとして、通訳が可能な法律専門家のリストを作成して、通訳者はそこから選択しなければならないとして等々の工夫が考えられる。